

接収不動産に関する借地・借家臨時処理法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、旧連合国占領軍又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため日本

に駐留するアメリカ合衆国軍隊若しくは日本に駐留する国際連合加盟国軍隊等に接収された土地又は建物に關し、その接収の解除後における借地・借家關係を調整するための措置を定めることを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「接収」とは、旧連合国占領軍の用に供するためにした次に掲げる行為及びこれに基いて旧連合国占領軍又は日本国との平和条約の効力発生後、旧連合国占領軍に引き続いて前条に規定する駐留軍隊等が、その用に供したことをいう。一 旧土地工作物使用令(昭和二十年勅令第六百三十六号)により、國が土地又は建物を使用した行為

二 國が土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から貸借した行為

三 旧連合国占領軍が土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から直接その占有に移した行為

(接収地の借地権者の土地優先賃借権)

3 この法律において「借地権」とは、建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいい、「借地権者」とは、借地権を有する者をいう。土地が接収された當時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物の賃借権を返還することをいいう。

第四条 土地が接収された當時におけるその土地の借地権を有する者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物の賃借権を返還することをいいう。

第五条 前条の規定により賃借権が譲渡された場合に、その譲渡について賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。

(土地使用を始めない場合の解除権)

第六条 第三条の規定により賃借権の譲渡を受けた者が、その後、(その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があつたとき)から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に對抗することができる。

(接収地の借地権者の借地権優先譲受権)

第七条 第三条の規定により賃借権の譲渡を受けた者が、その後、(その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があつたとき)から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に對抗することができる。

(借地権譲渡の場合の賃貸人の承諾)

第八条 土地に借地権を有する者で、その土地にある

有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、かつ、賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相當な賃借権の設定の対価で、その土地を賃借することができる。ただし、その土地を賃借することは、その許可がないときは、その申出をすることができない。

第二条 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権の所有に属する登記した建物が接収中に滅失(接収の際にある登記した建物が接収中に滅失)したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第二者に對抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に對抗する)を除く。の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物の賃借の申出をすることによって、他の者に優先して、相当な借地条件で、かつ、賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、その土地を賃借することができない。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

第三条 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

第四条 土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるのでなければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することができない。

第五条 第一項又は第二項に規定する借地権者の借地権が接収された当時において第三者に對抗することができない借地権又は臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。の存する場合には、その借地権者(借地権者が更に借地権を設定した場合は、その土地又はその換地に借地権(第三者に對抗する)を除く)の有する借地権の譲渡の対価について、当該賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

(賃貸人及び譲渡人の先取特権)

第六条 第三条の規定による賃借権の設定又は第四条の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃貸人又は借地権の譲渡人は、借賃の全額及び賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価に附する旨、又はもし弁済期の來た借賃があるときはその旨、賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

第七条 第一項の先取特権は、借賃について、その額及び、もし存続期間若しくは借賃の支払時期の定があるときはその旨、又はもし弁済期の來た借賃があるときはその旨、賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

第八条 第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。ただし、民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する共益費用、不動産保有又は不動産工事の先取特権並びに前項の登記前に登記した賃権及び抵当権に後れる。

(接収地の借地権の対抗力)

第九条 土地が接収された当時から引き続きその

告の日。以下同じ)から六箇月以内に建物所

有者に対し、この法律施行の日(この法律施行後接収の解除があつたときは、接収の解除の公告の日。以下同じ)から六箇月以内に建物所

は、これによつて消滅する。

開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和三五年六月二三日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一五日法律第一三二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四二年六月一二日法律第三六号）抄

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

附 則（平成三年一〇月四日法律第九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成八年六月二六日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月八日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。